

財団法人ソーシャル・サービス協会会議運営規則

(目的)

第1条 この規則は、財団法人ソーシャル・サービス協会（以下「本協会」という。）の理事会及び評議員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(理事会の開催)

第2条 寄附行為第23条に規定する定例理事会は、3月及び5月に開催するものとする。

2 臨時理事会は、寄附行為第24条に規定する場合に開催する。

3 理事長は、理事会の開催に当たっては、各理事と日程の調整を行い、開催日を決定するように努めるものとする。

4 理事会の開催通知に記載する議題は、明確（「その他」というような議題名は避けること）に記載しなければならない。

5 書面表決書（様式1）及び委任状（様式2）は、理事会開催通知書に併せて送付するものとする。

(理事会への附議事項)

第3条 寄附行為第23条に規定する事業計画及び収支予算は毎年3月に開催する定例理事会に、同第23条に規定する事業報告及び収支決算は毎年5月に開催する定例理事会に附議するものとする。

2 評議員の選任、各種規程の制定・改廃等で理事会の議決を要する事項については、定例理事会又は臨時理事会に必要な応じ随時附議することができる。

3 理事長は、寄附行為第17条の規定に基づき常務理事会で議決した事項、本協会の管理運営に関する事項、主務官庁から発せられた通達、行政指導等について、必要の都度理事会に報告しなければならない。

(理事以外の者の理事会への出席)

第4条 本協会の理事会には、必要な応じ次に掲げる者を出席させることができる。

(1) 本協会の監事

(2) 顧問及び相談役

(3) その他理事長が特に必要と認めた者

2 前項に掲げる者は、議長から要請があったときに限り発言することができる。ただし、審議及び議決に加わることができない。

(理事会の開会・議事)

第5条 議長は、理事会の開会に際し出席者数を確認しなければならない（書面表決書及び委任状提出者を含む。）。

2 議長は、関連する議案については理事会に諮り、これを一括して議題とすることができる。

3 議長は、提出議案に関し関係役員、事務局長等はその説明をさせることができる。

4 議長は、附議された議案について審議が終了したときは、直ちにその議案につき採決をしなければならない。

5 議長は、議案について採決を行うときは、賛否の確認、議決の定足数の確認、特別利害関係者の有無等の確認をしなければならない。

(書面表決等)

第6条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、寄附行為第25条の規定により、予め通知された事項について、書面で表決し、又は他の理事を代理人として表決の委任をすることができるが、特別の事情のため書面表決書又は委任状の送付ができないときは、所定の様式に必要事項を記載した内容の「ファクシミリ」をもって代えることができる。この場合、事務局長は予め届出のある自署名、ファクシミリ番号、印影については理事就任承諾書に押印したものと確認等を行わなければならない。

(議事録)

第7条 議長は、寄附行為第26条の規定により議事録を作成しなければならない。

2 議事録の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 出席した理事(書面表決書及び委任状提出者を含む。)以外の出席者(監事、その他理事長が特に必要と認めた者)についても記載すること

(2) 「議事の経過の概要及びその結果」については、一議案ごとにその審議の経過及び結果を記載すること

(3) 議案に対する発言者の内容は簡潔、明瞭にし、かつ具体的に把握できるように記載すること。なお、反対の立場の理事がいるときは、特にその経過は明確にしておかなければならない。

(4) 理事会開会中における途中出席者、途中退席者がいるときは、審議の経過の中で明確にしておかなければならない。

3 議事録署名人の選任は、原則として議事の審議に入る前に行うものとする。

4 議事録は、特別の事情がない限り、理事会終了後1週間以内に作成しなければならない。

(理事会の結果報告)

第8条 理事長は、理事会の結果を関係者に通知しなければならない。なお、この理事会の結果は議事録の写しをもって代えることができる。

(評議員会の開催)

第9条 寄附行為第28条に基づく評議員会は、原則として理事会の開催までに開催するものとする。

2 本協会の評議員会には、必要に応じ次に掲げる者を出席させることができる。

(1) 本協会の役員

(2) その他理事長が特に必要と認めた者

3 前項に掲げる者は、議長からの要請があったときに限り発言することができる。ただし、審議及び議決に加わることができない。

4 評議員会に対する附議事項は、理事長からの諮問事項及び寄附行為第28条に規定する事項とする。

5 評議員会には第2条第3項、第4項、第5条、第7条及び第8条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規則は、平成17年10月15日から施行する。